

令和6年第3回矢掛町議会第2回臨時会（第2号）

1. 会議招集日時 令和6年5月24日 午前10時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前10時30分
（議事） 午前10時30分
（閉会） 午前11時18分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	欠	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町 長       | 山 岡 敦   | 副 町 長       | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長     | 山 部 英 之 | 総務防災課長      | 堀 賢 一   |
| 企 画 課 長   | 稲 田 欽 也 | 会計管理者・財政課長  | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長   | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長     | 妹 尾 一 正 |
| 健康推進課長    | 小 川 公 一 | こどもみらい課長    | 楠 木 貴 子 |
| 福祉介護課長    | 片 岡 崇   | 産業観光課長      | 池 田 敏 之 |
| 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長      | 平 井 勝 志 |
| 教 育 課 長   | 稲 田 由紀子 | 建 設 課 参 事   | 黒 瀬 純 一 |
| 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 | 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 |
| 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 | 財 政 課 主 幹   | 石 井 亮太郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 決定第5号 議会運営委員会委員の指名について

日程第2 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条

例制定)

議案第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部  
を改正する条例制定)

日程第 3 議案第 3 5 号 監査委員の選任に同意を求めることについて

日程第 4 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

~~~~~

午前10時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。今月20日の本会議に引き続き御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** ここで、日程第1に入る前に、先ほど各常任委員会が開催され、正副委員長が互選されておりますので、この際、議会事務局から報告させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 失礼いたします。それでは、命によりまして、各常任委員会の正副委員長の互選結果を御報告させていただきます。

まず、総務文教常任委員会委員長は、石井信行議員、副委員長は、福田京子議員でございます。

次に、産業福祉常任委員会委員長は、田中輝夫議員、副委員長は、土井俊彦議員でございます。

次に、予算決算常任委員会委員長は、原田秀史議員、副委員長は、岸野榮治議員でございます。

最後に、広報広聴常任委員会委員長は、川上淳司議員、副委員長は、昼田政義議員でございます。

各常任委員会の正副委員長の互選結果は、以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** それでは、議事に移ります。

~~~~~

日程第1 決定第5号 議会運営委員会委員の指名について

○議長（浅野 毅君） 日程第1、決定第5号、議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

既に選考しておりますので、ただいまから議会事務局に議会運営委員会の選任案を朗読発表させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 失礼いたします。それでは、命によりまして、議長指名によります議会運営委員会委員の選任案を朗読させていただきます。

議会運営委員会委員でございますが、定数は5名で、土田正雄議員、川上淳司議員、石井信行議員、原田秀史議員、田中輝夫議員、以上の5名でございます。

○議長（浅野 毅君） 議会運営委員会委員の指名につきましては、ただいま議会事務局長に朗読されましたとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、決定第5号、議会運営委員会委員の指名については、ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

このため、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選を行います。

さらに、ただいま町長から急施を要する案件として、議会選出の監査委員の選任に同意を求めることについてが追加上程されました。

お諮りいたします。これらの案件を審議する議会運営委員会の開催のため、暫時休憩いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会開催のため暫時休憩といたします。

ここでお知らせいたします。本日の議会運営委員会は、議会委員会条例第9条第1項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから議会運営委員会を委員会室に招集いたします。

また、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長互選に関する職務を行うことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に、議会運営委員会において委員長及び副委員長が選出されましたら、次期定例会が開催されるまでの間に必要な閉会中審査の案件の有無について審議していただき、議長に報告していただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が決定しましたので、この際、議会事務局から報告させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 失礼いたします。それでは、命によりまして、議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告させていただきます。

議会運営委員会の委員長は、土田正雄議員、副委員長は、川上淳司議員でございます。

議会運営委員会の正副委員長の互選結果は、以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 議会運営委員会の正副委員長につきましては、ただいま報告のありましたとおり互選されました。

お諮りいたします。ただいま、町長より、議案第35号、監査委員の選任に同意を求めることについての追加議案の提出がされ、さらに、議会運営委員会委員長から、議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出についてが提出されました。

これらを日程に追加し、以降の日程を変更して直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、日程の追加及び変更を行い、監査委員の選任に同意を求めることについて及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出についてを議題とすることに決しました。

ただいまから議案配付のため暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

○議長（浅野 毅君） 日程第 2、議案第 33 号及び議案第 34 号の専決処分承認案件 2 件を一括議題といたします。

本案件の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第 33 号及び議案第 34 号の専決処分の承認を求めることについて 2 議案、一括して提案理由を申し上げます。

両議案とも地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づきまして、この議会に報告し承認を求めるものでございます。

なお、先の 3 月議会最終日に開かれました全員協議会におきまして、本年度におきます税制改正の要点と関係法令の施行後に専決処分を行う予定であることの報告をさせていただいたところでございます。

まず、議案第 33 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に基づきまして、令和 6 年度分個人住民税の特別税額控除 —— いわゆる定額減税に係る規定の新設、固定資産税の負担調整措置の継続などでございます。

さらに、大規模災害の際に納税義務者の利便性を図るため、住民税・固定資産税・特別土地保有税において、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

次に、議案第 34 号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に基づきまして、課税限度額と軽減判定所得を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

次に、議案の詳細な説明を求めます。税務課長。

○税務課長（妹尾一正君） それでは、議案第 33 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴うものでございます。内容につきましては、資料により説明をさせていただきますので、資料番号 1 を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、資料 1 ページの(1)令和 6 年度分個人住民税の特別税額控除 —— いわゆる定額減税に係る規定の新設でございしますが、内容は定額による所得割の額の特別控除として実施するものです。なお、具体的には、住民税につきましては、本人及び扶養親族の人数を加え、1 人当たり 1 万円を乗じた金額が特別控除の額となります。

実施方法につきましては、一枚おめくりいただきまして、個人住民税の減税の実施方法を御覧ください。

主な徴収方法について、御説明します。①といたしまして、給与所得に係る特別徴収の場合ですが、令和 6 年 6 月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和 6 年 7 月分から令和 7 年 5 月分の 11 か月分でならすものでございます。なお、説明文の右の減税の実施方法のイメージの上段の図も参考にしてください。②といたしまして、事業所得者等の普通徴収の場合ですが、定額減税前の税額を基に算出した第 1 期分 —— 令和 6 年 6 月分の税額から控除して、第 1 期分から控除しきれない場合は、第 2 期分 —— 令和 6 年 8 月分以降の税額から順次控除するものでございます。なお、説明文の右の減税の実施方法イメージ図の中段の図も参考にしてください。③といたしまして、公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合ですが、定額減税前の税額を基に算出した令和 6 年 10 月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和 6 年 12 月分以降の特別徴収税額から順次控除するものです。なお、説明文の右の

減税の実施方法イメージの下段の図も参考にしてください。

次に、(2)といたしまして、固定資産税（土地）の負担調整措置についてでございますが、内容は、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

次に、(3)といたしまして、固定資産税のわがまち特例の割合を定める規定の新設についてでございます。内容は二つあります。1つ目は、再生可能エネルギー発電設備のうち、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置を設けるものです。2つ目は、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置を設けるものです。

最後に、全協の御説明の際にはなかった項目でございますが、その後、地方税法に追加されました内容で、(4)といたしまして、住民税・固定資産税・特別土地保有税において、職権による減免を可能とする規定の追加についてでございます。大規模災害があった際、被災地においては災害減免があることが明らかな場合であっても、申請書の提出がなければ減免を適用できませんでしたが、職権による減免ができるように、新たに規定を追加したものであります。

以上の4項目につきましては、令和6年4月1日から施行となります。

続きまして、議案第34号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

内容につきましては、引き続きまして、資料番号1により説明をさせていただきますので、一枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

矢掛町国民健康保険税の改正項目につきましては、次の2項目でございます。まず、第一といたしまして、課税限度額の引上げについてでございます。内容は、課税限度額につきましては、経済動向等を踏まえて引上げを実施するものでございます。

表を御覧ください。表の左の欄が令和5年度、右の欄が令和6年度の内容でございます。課税限度額につきましては、後期高齢者支援金分を2万円引き上げ、24万円とするものでございます。なお、国民健康保険医療費分及び介護納付金分は据置きでございます。

次に、(2)といたしまして、軽減判定所得の引上げでございます。内容は、低所得者の保険税軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえて引上げを実施するものでございます。

表を御覧ください。表の左の欄が令和5年度、右の欄が令和6年度の内容でございます。軽減判定所得につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘ずべき金額を、5,000円引き上げ29万5,000円に、2割軽減のその部分の金額を1万円引き上げ54万5,000円とするものでございます。

なお、令和6年4月1日から施行となり、令和6年度の国民健康保険税から適用となります。

以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 33 号及び議案第 34 号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 33 号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）、議案第 34 号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

日程第 3 議案第 35 号 監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（浅野 毅君） 日程第 3、議案第 35 号、監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、議員の自己の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき、地方自治法第 117 条の規定により除斥に該当すると認められますので、花川大志君の退場を求めます。9 番議員、退場。

〔9 番 花川大志君 退場〕

○議長（浅野 毅君） 町長から提案理由の説明を求めます。山岡町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第 35 号、監査委員の選任に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

議会議員の中から選出させていただいております監査委員につきましては、土田正雄委員から辞表が提出されたことに伴いまして欠員となっておりますので、その後任といたしまして、花川大志議員にお願いしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づきまして、この議会の同意を求めるものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 35 号は、原案のとおり同意することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号、監査委員の選任に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。花川君、入場をお願いします。

〔9 番 花川大志君 入場〕

○議長（浅野 毅君） ただいま監査委員の選任に同意が得られました花川君が議場におられますので、

この際御挨拶をお願いいたします。議長席前の演台をお願いいたします。

**○9番（花川大志君）** 9番議員花川でございます。先ほどは監査委員選任に御同意を賜りまして、まことにありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。職責をしっかりと全うし、議会として監査の業務に精勤することをお誓い申し上げます。2年間、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

○議長（浅野 毅君） 日程第4、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第74条の規定により、お手許にお配りしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第3回矢掛町議会第2回臨時会を閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、第3回矢掛町議会第2回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和6年第3回矢掛町議会第2回臨時会につきましては、5日間の会期でございましたが、上程いたしました専決処分承認を求めることについて、また、監査委員の辞任に伴います追加提案、監査委員の選任に同意を求めることについての議案など3議案につきまして、それぞれ御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

そしてこのたび、新たに議長、副議長の職に就かれた浅野 毅議長、小塚郁夫副議長におかれましては、御就任おめでとうございます。また、各常任委員会及び議会運営委員会の構成など、それぞれ新しい委員もお決まりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今後におきましては、町政発展のため、職員一丸となって力を尽くしてまいりたいと存じますので、引き続き、議員の皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 以上をもちまして、閉会といたします。

それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前11時18分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和      年      月      日

矢掛町議会議長

矢掛町議会副議長

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員